

北九州市立若松図書館の指定管理者に関する報告について

北九州市立若松図書館の現指定管理者からの改善報告書及び次期指定管理者の公募実施について、報告するもの。

1 改善報告書について

令和5年6月26日の教育文化委員会で報告した北九州市立若松図書館の現指定管理者（株式会社日本施設協会（以下、「同社」））による不正行為に関し、北九州市（以下、「市」）が同社に対して、文書による指導を行い、再発防止に向けた取組みについて報告を求めていたところ、改善報告書の提出があった。

今後、市は同社に対して、改善報告書に基づく再発防止に向けた取組みを誠実に履行するよう指導するとともに、取組みの実施状況に関する報告を定期的に求めていくこととする。

〔改善報告書の概要〕

1 提出日

令和5年7月11日提出

※同年7月6日提出の報告書の内容に不十分な点等があったため、再提出を求めたもの。

2 改善内容

(1) 再発防止としての人事・組織の改善

代表取締役集中している力を分散させ監視させるため、取締役（3人）と監査役（1人）に加え、新たに執行役員3人を任命し、7名で構成する「役員会」を新設する。（令和5年8月1日施行）

(2) コンプライアンスの強化

①コンプライアンスに関する規程の整備

法令等の遵守のための取組みや不正行為等の早期発見と是正を図るため、「コンプライアンス基本規程」、「コンプライアンス委員会規程」及び「内部通報規程」を整備し、施行する。（令和5年8月1日施行）

②研修の実施

階層別のコンプライアンス研修を定期的実施する。

- ・役員・幹部向け研修（社会保険労務士（外部講師）による研修：毎年9月実施）
- ・従業員向け研修（執行役員、幹部社員による研修：毎月1回実施）
- ・新規採用従業員向け研修（執行役員による研修：随時）

2 若松図書館の次期指定管理者の公募実施について

令和5年度末に指定期間満了を迎える指定管理施設については、市政変革の取組みの中で指定管理者制度の在り方の検証を行うため、原則として、指定期間を令和6年度末まで一年延長するという市の方針が示された。

しかし、若松図書館については、現指定管理者による不正行為が行われていたことが判明したため、同指定管理者の指定期間が一年延長されることになることは適切でないと判断し、次のとおり、令和6年度から令和10年度まで（5年間）の指定管理者の公募を実施するもの。

〔募集及び選定等のスケジュール概要（予定）〕

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| （1）募集開始（募集要項配布） | 令和5年8月上旬 |
| （2）申請書等の受付期限 | 令和5年9月中旬 |
| （3）指定管理者検討会による審査等 | 令和5年10月上旬～ |
| （4）指定管理候補者への報告 | 令和5年10月下旬 |
| （5）指定管理者の指定 | 令和5年12月下旬（12月議会に議案提出） |
| （6）協定締結、業務開始 | 令和6年4月1日 |

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、変更となることがある。

【問い合わせ先】

教育委員会中央図書館運営企画課
担当：藤原（課長）、内徳（係長）
TEL：093-571-1481